

事務連絡
令和4年6月30日

地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
管理者様

大和市健康福祉部
介護保険課長

大和市転入直後の大和市地域密着型サービス利用の適否について(通知)

日頃から、本市の介護保険事業の運営について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成28年度に取扱を定めたところですが、相当期間が経過したことから、令和4年7月1日より取扱を下記のとおり改めますのでご案内します。

記

- 1 在宅系サービスと位置付けられる地域密着型サービス(※1)について、転入手続が完了している場合は、転入直後であっても利用可能です。
※1 ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③地域密着型通所介護、④認知症対応型通所介護、⑤小規模多機能型居宅介護、⑥看護小規模多機能型居宅介護
 - 2 施設・居住系サービスと位置付けられる地域密着型サービス(※2)は、転入手続が完了後、3月を経過しない場合の利用は不適切であると考えます。
ただし、転入後3月を経過しない等の場合でも、個別の事情を勘案し、利用がやむを得ないと認められる場合があります。
※2 ①認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、②地域密着型特定施設入居者生活介護、③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※ 「個別の事情」については、地域密着型サービス事業者又は介護支援専門員等が利用希望者等から事情の聞き取りを行い、利用の適否について、市介護保険課にご相談ください。
- ※ なお、被保険者が利用するサービスは、ケアマネジメント等の結果にもとづき決定されるものであることは念のため申し添えます。

以上

担当：事業者指導係
TEL 046 (260) 5170
FAX 046 (260) 5158